

平成29年10月2日

河内長野市消防本部

消防職員の懲戒処分について

平成28年3月に本市及び本市の公益通報外部窓口にて公益通報があったため、調査を行ったところ、職員の非違行為を確認することができましたので、平成29年10月1日付けで当該職員に対し、懲戒処分を行いました。

1 処分を受けた職員

所 属 河内長野市消防本部消防総務課
非違行為を行っていた時期は消防署警備課
職種・階級 消防職員・消防士長（主査）
年齢・性別 41歳・男性

2 処分内容

（本人） 停職6ヶ月

3 非違行為の概要

- (1) パワーハラスメント（以下「パワハラ」といいます。）と評価すべき行為を行ったこと

処分を受けた職員は、平成20年2月ころから平成29年3月までの間に、9名の後輩、部下職員に対し、暴言、暴力及び人格否定の発言並びに執拗な説教などパワハラと評価すべき行為を行いました。被害を受けた職員の中には、処分を受けた職員によるこのような行為により、精神的な不調を訴えた者も複数いました。

また、少なくとも2名の元本市消防職員は、処分を受けた職員によるパワハラと評価すべき行為に起因して退職したものであることが明らかになりました。

なお、処分を受けた職員はこれらの行為について事実関係を否認しているものの、本市が行った調査の結果、当該行為が認定できると判断しました。(本件については、公益通報を契機として調査を行ったものであり、勇気を出して調査に協力した被害を受けた職員を保護する必要があること、処分を受けた職員が処分を争うための法的手続をとる可能性があることなどから、詳細についての説明は差し控えさせていただきます。)

(2) 後輩の職員に対して傷害を負わせたこと

平成21年4月ころ、処分を受けた職員は、職場の懇親会の後に飲食店で、後輩の育成について口論となり、後輩の職員を一発殴打し、左頬骨骨折の傷害を負わせました。この点について、処分を受けた職員は、後輩の職員と和解したと供述していますが、調査の結果、重大な傷害を負わせたにもかかわらず、適切な対応をしたとは言い難いことから非違行為と認定しました。

なお、この件については、既に相当な期間が経っており診断書が取れないことなどから、傷害事件として扱うことはできませんでした。

(3) 勤務時間中に自己の所有するタブレット端末を使用したこと(職務専念義務違反)

処分を受けた職員は、平成25年ころから平成28年8月ころまでの間に、勤務時間中であるにもかかわらず、自己所有のタブレット端末を用いて、ゲームなどを行っていました。なお、平成27年6月に指令管制室内で情報伝達機器の持込みを禁止する旨の通知が出されていたにもかかわらず、処分を受けた職員はタブレット端末の使用をやめることはありませんでした。

(4) 物損事故を起こしたにもかかわらず法令の事項を警察に報告しなかったこと

平成16年から平成17年ころまでの間に、処分を受けた職員は、自己が運転する軽自動車を全損する交通事故を起こしながら、法令の事項を警察に報告しませんでした。

なお、この件についても、パワハラと同様に処分を受けた職員は事実関係を否認していますが、調査の結果係る事実が存在すると判断しました。

4 管理監督責任について

処分を受けた職員は、長年にわたり複数の所属でパワハラと評価されるべき行為を行っています。このため、当該所属の管理職は、処分を受けた職員に対し十分な監督責任を果たしたということはありません。

したがって、処分を受けた職員の当時の管理職についても、今後人事上の措置を講じてまいります。

5 パワハラの再発防止に向けた取組みについて

- (1) 消防に「消防職場環境改善委員会」のPTを設置し、職場からパワハラを無くすための方策を検討し、要綱、指針を策定、提言し、体制整備を図りました。
- (2) パワハラの全体教養の実施
- (3) パワハラをテーマとしたコンプライアンス研修の実施
- (4) パワハラの意識調査、自己チェックの実施
- (5) アンケートによるパワハラの実態調査
- (6) 所属長による面談（平成29年の所属長面談ではパワハラの実態はありませんでした。）
- (7) 消防総務課長（人事担当課長）による面談
- (8) 相談窓口の周知
- (9) 職員管理体制の向上として管理職の職務に対するマネジメント能力の教養

6 消防長コメント

今回の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損なうこととなり、お詫び申し上げます。

今後、職員一丸となって組織を建て直し、信頼回復に向け、再発防止に努めてまいります。

問合せ先

河内長野市消防本部 消防総務課 0721-53-0066